

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(厚生労働省)

事業名	生活衛生関係営業対策事業費補助金		担当部局庁	健康局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	生活衛生課	生活衛生課長 堀江 裕			
会計区分	一般会計		施策名	IV 4 5 生活衛生の向上・推進を図る				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第63条及び第63条の2		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化及び営業者の組織の自主的活動等を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者及び消費者の利益の擁護に資する為、全国的な指導体制の請議及び生衛業の振興を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	津波で甚大な被害を受けた被災理・美容師が実施する出張理・美容に必要な訪問理・美容キットやクリーニング業者が本格的な営業再開前に仮設店舗で仮営業するため利用する共同利用工場の費用を支援することにより、被災生活衛生関係営業者の早期自立を支援する。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
23年度予算額 (単位：百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計			
	-	-	-	233	233			
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) <small>※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み</small>	活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	(年度)				
事業の性質上、定量的に成果目標を示すことが出来ない	-	-	-	-	-	道具等配布数 仮設店舗設置数	力所	<道具> 理容 804 美容 871 <仮設> 理容 40 美容 20 クリ 10
単位当たりコスト	<道具> 理容@30,000 美容@50,000 <仮設> 理容@280千円 美容@497千円 クリーニング@14,400千円			算出根拠	予算額/道具等配布数 予算額/仮設店舗設置数			
事業所管部局による点検								
項目				内容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				コミュニティの再生のためには、地域に密着した生衛業の復興が重要であることから、本事業は東日本大震災からの復興の基本方針に明記された「コミュニティを支える生業支援」といえる。				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				理美容、クリーニングなどの生衛業は日常生活に欠くことのできないものであり、これらの復旧は被災地のニーズがあり、優先度が高い事業である。				
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				理美容、クリーニングなどの生衛業の復興は地域再生支援に繋がるものであり、効果的な事業である。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				生衛組合、連合会からの事業実施計画書を外部委員から構成される審査・評価会に諮り、事業内容や費用面での評価を経たうえで、事業の実施がなされるものであり、費用対効果や効率性の検証が十分に行われるものである。				
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				生衛組合、連合会から申請された事業実施計画書を、審査・評価会が評価をし、採択された事業実施者からの交付申請に基づき国が補助するものであり、役割分担が明確になされている。				
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				事業の実施にあたっては、被災地域の被災状況を把握した上で計画的に実施するものとなっている。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				理美容等の生衛業については、被災地のニーズが非常に高いものであり、事業の執行にあたっては、審査・評価会に諮って採択された事業を実施主体である組合、連合会の綿密な計画に基づき迅速に事業を実施するため、進行管理が適切に行われている。				

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × ×円/)」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。